

---

◇泉 美和子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、10番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、学校給食費の無料化を求めて質問いたします。

コロナ禍の長期化や物価高騰による学校給食費への影響が懸念される中、国の地方創生臨時交付金の活用により、値上がりしている食材費を補助したり、給食費の保護者負担を軽減する自治体が広がっています。2017年の文部科学省の調査では、小中学校とも無償化を実施している市町村は76でしたが、今年3月子どもと教育・文化を守る京都府民会議が実施した全国調査では、回答のあった44都道府県で小中学校の給食費を無償化している市町村は161に増えていました。県内でも、五城目町がコロナ禍における保護者の経済的負担軽減を図るということで、恒常的ではなく1年ごとに検討するようですが、新たに無償化をしています。

子供の貧困問題に見られるように、子育て世帯の所得格差と教育にかかる費用の増大が子供の食生活にも大きな影響を与えています。学校給食については、学校給食法で教育の一環として、明確に位置づけられています。憲法26条には、等しく教育を受ける権利が書かれ、義務教育はこれを無償とするとなっています。学校給食が全ての子供に安全で栄養バランスの取れた食事として等しく提供されることはもちろん、その費用は教育の一環である限り、無償が当然という立場を取るべきではないでしょうか。

コロナ禍による景気の低迷と物価高騰が家計を直撃し、子育て世帯の経済的負担が大きくなっています。住民生活が大変になっているときだからこそ、学校給食費の無償化を国に求めるとともに、町としても実施を決断すべきではないかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町では、現在学校給食法に基づく学校給食費として、1食当たり小学生が275円、中学生が305円であり、その額を保護者より徴収し、食材費を賄っております。

ご質問にありましたように、今年度に入ってから物価の高騰が収まらない状況は町でも懸念しており、そのため4月下旬から給食センターの栄養教諭等と意見交換を行ってきているところです。栄養教諭等によりますと、食材費の高騰は見られるものの、献立を創意工夫しながら従来の栄養バ

ランスを崩すことなく、給食を提供できているとのこと。しかし、今後さらなる食材費の高騰が続くとなると、現在の給食費では栄養のバランスや質と量を確保することが難しいとのこと。

そのため町では、物価高騰が続き、現在の給食費では栄養のバランスや質と量を維持することが難しくなる段階において、地方創生臨時交付金を活用して、学校給食費に助成を行いたい方針を既に固めており、しかるべき時期に具体的な対応を議会にご審議していただきたいと存じます。

なお、学校給食費に対する国の臨時交付金の活用状況は、現在のところ県内市町村では、食材に対する助成が3市、給食費の保護者負担軽減が3市町となっており、その他の市町村の多くは、今後の物価状況を踏まえて対応を決めるとのこと。

次に、学校給食費の無償化についてですが、議員もご承知のとおり、学校給食法では学校給食費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとしており、町としましては法律の通り、適切に対応していくことが求められているものと存じます。そのため現時点では、学校給食費無償化を求めることは考えておりません。

また、法律に基づかない無償化の実施や、学校給食費の全額助成は、現在のところ考えておりませんので、経済的に困難なご家庭へのご支援には引き続き就学援助制度等で支援してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） この無償化についてはこれまでも質問をし、そして今のような学校給食法に基づく食材費の保護者負担ということの答弁をいただいておりますけれども、そういう学校給食法で、そういうことが規定されていますけれども、あくまでも負担の在り方を示したものであり、補助金を出すことによって無償化にすることを禁止するものではないと思います。文科省の見解でも、そのことは示されています。

そういうことで、他の自治体では無償化、子育て支援とか移住定住促進、それから少子化対策、安心して子育てできる環境を整備する、こういうことから無償化をやられている自治体が出てきているわけですので、そういう観点からぜひ無償化を実現していただきたいと思います。

それで学校給食法ですけれども、憲法との関係でいけば、この質問でも述べたとおり、学校給食は教育の一環だ、食育だということで、明確に学校給食法でも述べられています。そうすると、義務教育は無償とするという、ここの関わりで、私はぜひ無料化を進めていっていただきたいと思います。答弁、同じかもしれませんが、よろしくをお願いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 憲法並びに法律については、立法府において議論する分野でありますので、私はそこは言及いたしません、いずれ保護者が負担するという現在の法律の規定がそうなっていることについては、何とぞご認識を深めていただきたいと思います。

文科省のお話があったという旨は、私のほうでは確認はしておりませんが、改めて確認してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 带状疱疹予防接種助成についてお伺いいたします。

日本の成人の約9割は、体内に水痘带状疱疹ウイルスを持っており、80歳までに約3人に1人が带状疱疹にかかると言われております。加齢やストレスなどにより、免疫機能が低下するときに発症し、治療が遅れたり、治療しなかった場合、障害や後遺症として残ることがあり、早期発見と治療が大変重要になっているものです。50歳以上であれば、ワクチン接種によって予防することができますが、ワクチン接種費用は高額です。ワクチンは2種類ありますけれども、不活化ワクチンは2万円、そして2回接種ということで、大変高額であり、受けたいと思ってもなかなか手が出ないという、こういう声もあります。

全国の自治体では、助成している、半額補助などの助成をしている自治体もあります。県内では、能代市が助成しているようであります。長年带状疱疹の治療に当たってきた医師も、予防接種を進めています。国でも、定期接種化に向けての検討がなされているようですが、当町でもぜひ助成する考えはないか、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、带状疱疹の原因は水痘带状疱疹ウイルスで、このウイルスの保有者は、带状疱疹になる可能性があり、また带状疱疹後神経痛などによる長期にわたる痛みの継続のほか、顔面神経痛や難聴などの合併症により、日常生活に大きな影響を及ぼす可能性があることは理解しております。

この带状疱疹を予防することができるワクチンは、現在2種類ありますが、国の厚生科学審議会において定期接種化に向けた議論が行われている状況であり、現在は任意接種となっております。

県内における带状疱疹ワクチン接種への助成は、議員もご紹介ありましたが、現在1市3町で実施されており、いずれも65歳以上の方が対象で、助成額は4,000円で1人1回となっております。

さて、ご質問の美郷町における带状疱疹ワクチン接種に対する助成についてですが、接種による筋肉痛や発熱などの副反応はあるものの、50歳以上で発症が急増すること。带状疱疹の症状が収まっても、合併症などの後遺症に苦しむ方が多いこと。そして、ワクチンによる予防が可能であることから、ワクチン接種は有意義であると考えております。そのため、今年度に入り既に県内外の状況を調査しており、令和5年度からの実施に向けた検討をしているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、10番、泉 美和子君の一般質問を終わります。